

「要支援者への予防給付を市町村事業とすること」「一定以上の所得のある人の利用料を2割に引き上げること」を取り下げることについての意見書(案)

厚生労働省は、介護保険制度の根幹に関わる見直し案を打ち出し、6月18日国会において成立された。中でも「要支援者を介護保険制度の給付対象からはずし、市町村の支援事業に委ねる」とすることは、介護保険制度の理念を壊しかねない制度の変更であり、市町村の財政上、事務上の負担も軽視できないものとする。

厚生労働省は、昨年11月14日に開催した社会保障審議会介護保険部会に「予防給付のうち市町村事業に移すのは訪問介護、通所介護のみとし、訪問看護や訪問リハビリなどは予防給付として継続すること」を提案したが、訪問介護と通所介護は予防給付の89.6%にあたり、要支援外しの本質は変わっていない。

よって、国においては、下記の事項について実現されるよう強く要望する。

記

1. 「要支援者を介護保険制度の給付対象から外し、市町村の支援事業に委ねる」ことを取り下げること。
2. 「一定以上の所得がある人の利用料を2割に引き上げる」ことを取り下げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月19日

福島県双葉郡浪江町議会

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 総務大臣 厚生労働大臣 宛て